

經常費、金五拾錢
基本積立金、金五拾錢
救済費、金貳拾錢

(一) 基本積立金ハ恒在長是ヲ保管シ確實ナル銀行ニ預入シ常ニ利殖ノ途ヲ講ズルコト

(二) 積立金收支場合ハ評議員会ノ協賛ヲ經ルコト

(三) 救済費ハ恒在救済部ニ於テノ救済費トナスコト

(四) 救済部ハ定款所定ノ救済ヲ行ヒ其費用ニ不足ヲ生ジタル時ハ一般有志ノ寄附ヲ以テ填補ス

(五) 經常費ハ各部之ヲ管理シ本部費用ハ各部恒在員ノ頭款ヲ以テ負擔シ尙剩餘金ヲ生ジ

(六) タル時ハ貯時積立金トシテ基本積立金同様確
實ナル銀行ニ預入シ事業發展ノ資金ニ當記下
恒在員ニシテ納入恒在費ハ如何ナル場合ト雖モ
返還セズ

第十四條 以テ第九條(解散)
本恒在解散ハ總會ノ決議ニ依ルコト

以上